

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 鶴 見 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年2月21日（水） 午後2時05分から 午後3時45分までの間
開催場所		大阪府鶴見警察署 講堂
出席者	委員	大崎会長、森副会長、松田委員、藤井委員、南畑委員
	警察	署長、副署長、総務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長 刑事課長、交通課長、警備課長、刑事課長代理、広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長あいさつ 能登半島地震で被災された方々に心からお見舞い申し上げます。 昨年末の協議会において、早朝の中央環状線におけるトラックの駐車対策について提言させていただいたところ、早速警察官が対応していただいた結果、駐車車両は若干減りましたが、また元に戻っている状況です。 鶴見緑地前にもトラックが駐車しており、パトカーの警察官が注意をしているのを見かけましたが、トラックは動こうとはしません。 警察官も一生懸命対応していますが、2024年のトラック労働時間規制の関係もあり、これらの問題を解決するのは難しいと思いますが、引き続き対応していただきたいとのお願いで、挨拶の代わりとさせていただきます。 2 署長あいさつ 令和5年中は鶴見警察署の業務に御理解、御協力いただき誠にありがとうございました。 本日は今年初めての協議会ですので、令和5年中の鶴見警察署管内の治安はどうであったかを御理解いただこうと考えております。 3 業務概要説明 (1) 刑事課長代理兼犯罪抑止戦略官 鶴見警察署管内における犯罪発生状況について ・ 刑法犯認知件数及びその推移 ・ 大阪重点犯罪の発生状況

- ・ 刑法犯認知件数の罪名別構成比

(2) 刑事課長

犯罪検挙に向けた取り組みについて

- ・ 月別自転車盗の認知件数
- ・ 挙署一体となった自転車盗対策
- ・ 自動車関連犯罪と車上ねらい対策
- ・ 特殊詐欺対策

(3) 生活安全課長

ア 防犯活動等実施結果について

- ・ 特殊詐欺の発生実態に即した被害防止活動
- ・ 子供や女性への声掛け事案等に対する検挙及び被害防止活動
- ・ 子供や女性を狙った犯罪の認知件数と検挙活動
- ・ 少年関連事件の取扱い内容
- ・ 少年の健全育成に向けた取り組み状況

イ 国際電話休止申込サービスの勧奨（特殊詐欺防止対策）について

(4) 地域課長

地域警察活動状況について

- ・ 110番受理件数
- ・ 地域課の主な活動

(5) 交通課長

ア 大阪府下の交通事故状況（令和5年）について

イ 鶴見警察署管内の交通事故状況（令和5年）について

ウ 鶴見警察署管内の死亡事故の概要（令和5年、6年）について

エ 鶴見警察署管内で発生した交通事故の特徴（令和5年）について

オ 交通安全運動と各種キャンペーン（令和5年）について

カ 自転車用ヘルメットの重要性について

キ 令和6年春の全国交通安全運動について

(6) 警備課長

ア 主な警戒活動（令和5年）について

イ 訓練結果（令和5年）について

ウ 令和6年の新たな取り組みについて

4 議事

(1) 「迷惑メールやフィッシング詐欺の摘発」について

【委員】

迷惑メールやフィッシング詐欺が今なおあるようですが、摘発を
てなくすことはできないのでしょうか。

【警察】

現在、フィッシング詐欺を初めとする特殊詐欺被疑者の検挙及び被害防止活動に全力で取り組んでいます。

犯罪者は、個人的・環境的な要因の他、社会的背景等が生み出すと
言われており、警察の取締りは日々多様化する犯罪形態とのいたちご

っことなっていることは否めません。

年齢を問わず、誰もがインターネットを利用する時代になった現代社会において、今後もメール等を手段にした犯罪は発生すると予想されます。

当署では、地域住民が犯罪被害に遭わないために、犯行手口等を具体的に説明し、自主防犯に役立つ情報の周知徹底を図っています。

実際に、特殊詐欺のアポ電を看破される方が急増していることから、これら対策の効果と重要性は明らかだと思われます。

(2) 「SNSでの誹謗中傷等の対策」について

【委員】

SNSが社会に定着し、誹謗中傷が瞬く間に拡散される状況は人権にも関わることであるが、何か対策はないのでしょうか。

また、同案件に関し、鶴見区内で被害は確認されていないのでしょうか。

【警察】

SNS上で特定の個人を誹謗中傷し、被害者を自殺に追いこんだ事件等を報道で知るところです。SNSは匿名で発信できるため、ふとしたきっかけで日頃のストレスや怒りが抑えきれなくなり、攻撃的な投稿をしてしまう傾向にあると聞きます。

こうした類の相談を受ければ、事件化を進める一方で、SNSの管理者に対する削除依頼方法の教示、民事上の損害賠償を見据えた弁護士への相談を促します。

併せて、非行防止教室等を通じて、未成年者に対し警鐘を鳴らすとともに、自殺という最悪の結果を招きかねないSNSを利用した誹謗中傷事案は、被害者が泣き寝入りすることのないよう積極的かつ適切で丁寧な取扱いを行います。

(3) 「大規模災害時における防犯体制」について

【委員】

元日に発生した能登半島地震では、空き巣狙い、避難所での女性を狙った強制わいせつ等の事案が発生したとの報道に接しました。

災害発生時、警察はどのような防犯体制を構築するのか、併せて地域防災リーダー等で避難所の運営に関わる者として、災害時の防犯面で特に注意すべき点について助言いただけないでしょうか。

【警察】

地震発生直後に建物の倒壊や火災等が発生した場合、倒壊建物等での救助活動、二次災害防止のために、自宅に残った住民に避難を促す広報活動に最大限の警察官を動員します。

他方、犯罪者は被災地圏外から侵入する傾向もあり、震災に便乗した犯罪として、空き巣、置き引き、車上狙い等の窃盗、痴漢や不同意性交等の性犯罪、ボランティア、警察官や役所職員を騙った詐欺が目立ちます。

このため、制服警察官や刑事課員等で防犯警戒部隊を編成し、パトカーや徒歩での警ら活動、主要道路における車両検問、航空隊ヘリコプターによる不審車両発見活動等を行うほか、特に、性犯罪等対策として、夜間の街頭における女性や子供への防犯指導を目的とした声かけをしたり、人通りの少ない場所の警戒強化を行います。

これら活動は、過去の大規模災害発生時にとられた対策の一部ですが、地域リーダーを中心に、被災者、避難者の方への注意喚起を促していただきたいです。

(4) 「一方通行路の逆走対策」について

【委員】

鶴見区内には一方通行の道路が多いのですが、逆走する自動車がみられ、子供が多く集まる公園周辺は特に危険だとの声が聞かれます。

一方通行路の出口付近の路面に、矢印ペイントや「逆走です」等の標示があれば、運転者に対する注意喚起として有効ではないかと考えますがいかがでしょうか。

【警察】

一方通行路逆走について、これまで緑地区での取締り要望や相談等の把握がありませんでした。

法定外の表示や看板は、道路管理者たる行政の設置によるようになりますので、警察では、違反の実態を見極めながら計画的な取締りを行います。

(5) 「市営住宅敷地内における青空駐車対策」について

【委員】

市営住宅前の道路における青空駐車に対する苦情を受けて、大阪市住宅管理センター名で駐車禁止の標識が立てられましたが改善されません。

当該道路は市営住宅の敷地のようですが、警察による取締りはできないのでしょうか。

【警察】

過去に駐車苦情を受けて、当該道路上の駐車違反車両の取締りを行ったことはあります。

しかしながら、駐車禁止の標識等に基づく駐車禁止の規制はかかっていませんので、駐車形態によっては一律的な取締りになじまない場合がありますが、今後も駐車実態に応じて取締りを行います。

(6) 「中央環状線の渋滞緩和方策」について

【委員】

大阪中央環状線は、東大阪市内区間での工事の影響を受け、午前10時前と午後4時以降が混雑しています。

諸福西交差点を右折して鶴見に向かう際に、右折車線は空いているのに直進の第一通行帯及び左折と直進の第二通行帯が渋滞しているため、なかなか右折レーンに入れません。

ゼブラゾーンを短くして右折車線を延ばすと解消するのではないで
しょうか。

【警察】

一般論として道路形状は車両通行量の統計等に基づいて、車線数や
右折レーンの長さが決められています。御指摘のゼブラゾーンに関し
道路管理者からは、当該場所の渋滞はモノレール延伸工事に伴う一過
性のもので、右折渋滞が見られない右折車線の延伸を目的とするゼブ
ラゾーンの変更等は困難である旨聞いております。

(7) 「自転車走行に対する取締りの現状」について

【委員】

鶴見通りでは、自転車運転に不慣れな人が車道か歩道のどちらを走
行すれば良いか分からずに自転車で走行したり、ヘルメットをかぶら
ずに走行しているのを見かけます。

これら自転車取締りの現状と対策、併せて電動モビリティに対する
対応を教えてもらえないでしょうか。

【警察】

警察では、ヘルメットの着用、自転車は車両であり原則車道の左側
を通行する等の自転車の交通ルールを遵守してもらうために関係機関
と連携し、各種キャンペーン等で広報啓発活動を行うとともに、企業
や学校に赴いて交通安全教育や交通安全講話を実施しています。

自転車や電動モビリティの取締りは、信号無視等の各種違反を認め
た際には、看過することなく取締りや指導警告を行います。

(8) 「子供に対する交通安全講習」について

【委員】

子供達に対する交通安全講習を行うことで、警察官がとても親しみ
やすく、守ってくれる存在であるとなり、交通ルールに関する学び
を一層深めることができました。

これからも継続したいと思いますので御支援お願いします。

【警察】

先に開催した交通安全講習が好評を博したということを知り、大変
嬉しく思うとともに、交通安全教育や広報啓発活動の範囲を広げてい
きます。

(9) 「能登半島地震への警察犬の派遣」について

【委員】

前回の協議会で見学させていただいた警察犬は、能登半島地震の行
方不明者捜索に派遣されたのでしょうか。

【警察】

輪島市に警備犬3頭、警察犬2頭を派遣しましたが、現場は悪天候
が続き、捜索は難航したと聞いています。

今後も警備犬2頭を輪島市へ派遣し、行方不明者の捜索活動を行う
と承知しています。

(10) 「金融機関での高額出金の際の対応」について

【委員】

金融機関に携わる者として、高齢の預金者が通帳やキャッシュカードを紛失したにも関わらず盗難被害を訴えた場合、例え紛失したことが明らかであっても警察への通報は必要でしょうか。

【警察】

本人の認識如何に関わらず、被害の事実や遺失届の有無を警察で確認します。

もし、届出が出ていれば手配解除を行う必要があるので、引き続き通報をお願いします。

(11) 「国際電話利用休止」について

【委員】

金融機関に携わる者として、お客様から国際電話利用休止について尋ねられた場合、生活安全課へ問い合わせるように教示すればいいのでしょうか。

【警察】

生活安全課に問い合わせをするように教示して下さい。

【委員】

町内会の回覧板に載せようと思いますが、申込書には「必要事項を記入し、受付センターまでご返送ください」とあるが、警察署へお持ちくださいと書く方がいいのではないのでしょうか。

【警察】

定型の申込書に変更を加えることはできませんので、回覧板に掲示される際は、申込書の提出先及び不明点の問合せ先は、いずれも鶴見警察署の生活安全課へという補足説明を別紙で付けていただければ結構です。